

令和元年分「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」のチェックシート④-2 増改築等用

このチェックシートは、「住宅取得等資金の非課税」、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」又は「震災に係る住宅取得等資金の非課税」（以下、これらの3つの特例を「住宅取得等資金の贈与税の特例」といいます。）の適用を受ける人が、住宅取得等資金の贈与税の特例の災害に関する税制上の措置を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。ただし、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがある人が過去に災害に関する税制上の措置の適用を受けている場合には、要件が異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、このチェックシートは住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人を対象としています。

(1) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和元年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシートⒶ-2」（以下「チェックシートⒶ-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、6、7、9、12、13」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「6」のチェック項目は除きます。）には、原則として「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

(2) 「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合

「令和元年分『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシートⒷ-2」（以下「チェックシートⒷ-2」といいます。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「4、5、7、10」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」の適用を受けることができます。

(3) 「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合

「令和元年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシートⒹ-2」（以下「チェックシートⒹ-2」といいます。）及び「チェックシートⒶ-2」（「チェックシートⒹ-2」において確認した項目に限ります。）のチェック項目の回答欄の左側のみに○があり（「チェックシートⒶ-2」の「6、7、9、12」及び「チェックシートⒹ-2」の「7」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください

○「受贈者」に関する事項

1	【「チェックシートⒶ-2」の「4」で「はい」と回答した人のみ記入してください。】 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害 ^(注1) により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしていますか。	は い	いいえ
---	--	-----	-----

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2	【「チェックシートⒶ-2」の「6」又は「チェックシートⒹ-2」の「4」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害 ^(注2) に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。以下同じです。）をし贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てることはできなかつたが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てる見込みですか。	は い	いいえ
3	【「チェックシートⒶ-2」の「7」又は「チェックシートⒹ-2」の「5」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 あなたは、災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（増改築等の工事の完了に準ずる状態を含みます。以下同じです。）することはできなかつたが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みですか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一緒になって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
4	【「チェックシートⒶ-2」の「9」又は「チェックシートⒹ-2」の「7」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行うもので、一定の工事に該当することにつき、令和3年3月15日までに「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.9」又は「添付書類一覧Ⓓ-2」の「No.7」に掲げる書類により証明がされる見込みですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【「チェックシートⒶ-2」の「12」又は「チェックシートⒹ-2」の「10」で「いいえ」と回答した人のみ記入してください。】 次のいずれかに該当しますか。 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかつたが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住する見込みですか（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住する見込みですか。）。 ② 令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等をしたが、災害によりその住宅用の家屋が滅失をしたことにより居住することができませんでしたか。	は い	いいえ
---	--	-----	-----

○「非課税限度額」に関する事項

平成21年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした人のみ記入します。

なお、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている人が次のイに該当する場合の非課税限度額は、新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋の種類（省エネ等住宅又は左記以外の住宅）ごとに、最初のこの特例の適用に係る住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約の締結日に応じた金額となります。

6	イ 次の口以外の場合（平成28年1月1日から令和2年3月15日までの間に住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人に限ります。） あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅（一定の省エネエネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.13」に掲げる書類により証明されたものをいいます。次の口において同じです。）ですか。 (注) 平成27年12月31日までに住宅用の家屋の増改築等に係る契約を締結した人は、非課税限度額が異なりますので、「令和元年分贈与税の申告のしかた」の66ページの表をご覧ください。	【住宅資金非課税限度額】 は い⇒1,200万円 (省エネ等住宅)
	ロ 住宅用の家屋の増改築等に係る契約の締結日が平成31年4月1日から令和2年3月15日までの間にあり、住宅用の家屋の増改築等に係る工事に要する費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	いいえ⇒700万円 (上記以外の住宅)
		【特別住宅資金非課税限度額】 は い⇒3,000万円 (省エネ等住宅) いいえ⇒2,500万円 (上記以外の住宅)

(注) 1 「被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害」とは、同法の適用を受ける暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいいます。同法の適用状況については、内閣府ホームページ【http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html】をご覧ください。

2 「災害」とは、震災、風水害、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び火災、鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害をいいます。

この添付書類一覧は、「住宅取得等資金の贈与税の特例（災害に関する税制上の措置）」の適用を受けるための添付書類を確認する際に使用してください（「No. 1～6」は、チェックシート②の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は**住宅用の家屋の増改築等をした人又はする人**を対象としています。

また、申告に際しては、下記の添付書類に加え、「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.1・2、3、5・13」（チェックシート②の「5」の②に該当する人は「No.7・8、9、10、13」を含み、チェックシート②の「6」を記入した人は「No.7・8、9、10、12」を含みます。）、「添付書類一覧Ⓑ-2」の「No.1・2、3、11、12、13、14」（チェックシート②の「5」の②に該当する人は「No.5・6、7、8」を含みます。）、又は「添付書類一覧Ⓓ-2」に掲げる書類を提出する必要があります。

○「受贈者」に関する事項

No.	添付書類	チェック欄
1	○ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）をしたことを明らかにするもの	<input type="checkbox"/>

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

2 ・ 3	【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了することはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】 ① 災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等ができなかったことを明らかにする書類 ② 住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.7・8」の【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】又は「添付書類一覧Ⓑ-2」の「No.5・6」の【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】に掲げる書類及びその増改築等に係る工事が完了した年月日及び増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにする書類を提出することを約する書類で、工事の完了予定日の記載のあるもの ③ 増改築等に係る工事の請負契約書の写しなどでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
4	住宅用の家屋の増改築等の工事が完了したときは遅滞なく「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.9」の【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】又は「添付書類一覧Ⓑ-2」の「No.7」の【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>

○「受贈者の居住」に関する事項

5	【チェックシート②の「5」の①に該当する場合】 増改築等後の住宅用の家屋を居住の用に供する予定時期を記載した書類 【チェックシート②の「5」の②に該当する場合】 市町村長又は特別区の区長の証明書などで増改築等をした住宅用の家屋が災害により滅失をしたことにより令和2年3月15日までに居住の用に供することができなくなったことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>
---	---	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

2 ・ 3 ・ 4 ・ 5①	【災害に基因するやむを得ない事情により令和2年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了するることはできなかったが、令和3年3月15日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了する見込みであり、かつ、同日までに居住（居住できない場合には、同年12月31日までに遅滞なく居住）する見込みの場合】 ○ 増改築等をする住宅用の家屋が省エネ等住宅に該当する見込みである場合には、増改築等をする住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.13」の【令和2年3月15日までに増改築等の工事が完了している場合】に掲げる書類を提出することを約する書類	<input type="checkbox"/>
6	【平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】 ○ 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.13」に掲げる書類	<input type="checkbox"/>
	【平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人で、その適用を受けた住宅用の家屋が、被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をした場合】 ① 市町村長又は特別区の区長の証明書などで、平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた住宅用の家屋が被災者生活再建支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害により滅失をしたことを明らかにするもの ② 増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合には、「添付書類一覧Ⓐ-2」の「No.13」に掲げる書類	<input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

受贈者の住所 : _____ フリガナ _____ 受贈者の氏名 : _____